

農地法第4条・第5条許可申請に関する添付書類一覧表

○	1	申請土地の登記事項証明書	全部事項証明書に限る。申請時に3ヶ月以内のもの		法務局	2通	1通は写し可
△	2	住民票等現住所が確認できる書面	申請者が市外居住者の場合や登記事項証明書の住所と現住所が異なるなど確認が必要な場合 ※個人番号（マイナンバー）の記載がない3ヶ月以内のもの		市民課 外	2通	1通は写し可
○	3	字図（縮尺600分の1程度） ※申請地の隣接が大字・小字違いで複数枚にまたがる場合は全て	・申請地を赤で表示。 ・申請土地及び隣接地の地目/面積/所有者又は耕作者の氏名を記入。接続道路の種類(国/県/市/里道/私道)を記入 ・一筆のうち一部を転用する場合、転用場所、面積が特定できる実測図等		法務局 又は 資産税課	2通	—
△	4	定款若しくは寄付行為の写し 又は法人登記事項証明書	申請者が法人の場合	※法人格のない団体がその代表者名で申請する場合は、代表者として選出された経過が分かる書面(総会議事録)等を添付 ※定款及び寄付行為については、原本証明したもの添付	法務局	2通	1通は写し可
△	5	隣接農地所有者等の同意書	隣接農地所有者又は耕作者からの同意書		—	2通	1通は写し可
△	6	土地改良区等の意見書	申請に係る農地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書(意見を求めた日から30日を経過してもなおその意見が得られない場合には、事由を記載した書面) ※地元管理水路の場合は水路管理者の意見書		土地改良区等	2通	1通は写し可
△	7	他法令の許認可の書類(写) ※当該事業に関連して法令の定めるところにより、許可、認可、関係機関の議決等を要する場合においてこれを了しているときは、これを証する書面	都市計画法・盛土規制法・消防法・墓理法・砂利採取法・森林法・自然公園法・老人福祉法・児童福祉法・道路法・法定外公共物の管理に関する条例 等 ※開発行為に該当する場合は開発許可本申請受付の確認ができる書類又は開発行為適用除外の証明書の写しを添付		関係機関	2部	—
○	8	転用計画を確認できる図面等	土地利用計画図(敷地配置)、造成縦横断面図、建物平面図・立面図、雨水・汚水処理の排水経路図 等		—	2部	—
○	9	当該事業に係る事業計画書	事業用地としての利用を計画する場合は、現在の状況、転用後の状況について必要性が具体的に判断できるようまとめて添付		—	2部	—
△	10	土地選定理由書(代替地の検討)	選定に至った経緯・必要性・地理条件、他同施設との位置関係等		—	2部	—
○	11	誓約書	資材置場・駐車場等の場合は、建築物等を建てない旨を追加記入 一時転用の場合、事業計画期間内に農地に復元する旨を追加記入		—	2通	1通は写し可
○	12	資金調達明細書	見積書及び資金証明書の金額合計を記入したもの。		—	2通	1通は写し可
△	13	見積書	造成費・建築費等の明細書(税込) 写し可。 工事着工予定日が見積書有効期限内であるもの。		施工業者等	2部	—
△	14	資金証明書	資金証明書の取扱い(裏面)を参照		金融機関等	2通	1通は写し可
△	15	売買契約書(写)	土地売買を伴う場合		—	2部	—
△	16	賃貸借(使用貸借)等契約書(写)	賃貸借・使用貸借権等で転用申請をする場合		—	2部	—
○	17	申請土地付近の見取図	申請地を赤で表示。付近見取図は住宅地図等の写し。		—	2部	—
○	18	申請土地の位置図	・申請地を赤で表示 ・縮尺は50,000分の1～10,000分の1で転用候補地から市町村庁舎の位置が明示されているもの		—	2通	1通は写し可
△	19	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意書等	「転用行為の妨げとなる権利」とは農地法第3条第1項本文に掲げる権利。抵当権や地役権が付されている場合は関係権利者が同意していることを確認できる書面を添付		関係権利者	2通	1通は写し可
△	20	取水、排水等に関する水利権者、漁業権者等の同意書	汚水の放流先の同意書 (工業用水の取水、排水の場合も同様)		関係機関 又は権利者	2通	1通は写し可
△	21	占用許可書等(写)	道路・河川・法定外公共物が関係する場合 必要があれば境界確認に関する資料		関係機関	2部	—
△	22	許可書送達用封筒	郵送を希望の場合。申請者の宛名を記入。切手を貼付		連名での申請は各1通		
△	23	委任状及び確認書	官公署に書類を提出する手続きについて代理することは、法律で定められた行政書士の業務であり、農地法に係る申請書類等は本人、又は行政書士より提出してください。なお、行政書士が代理申請する際は、委任状を添付いただきますようお願いいたします。		—	2通	1通は写し可
△	24	宅地建物取引業者免許証(写)	分譲目的の転用の場合		—	2部	—
△	25	農地法施行規則第10条第1項各号に該当することを証する書面	競売又は公売・遺贈その他の単独行為による場合。 確定判決がある場合		裁判所等	2通	1通は写し可
△	26	始末書	経緯等を詳細に記入すること		—	2通	1通は写し可
△	27	その他参考となる書類	上記以外の書類の添付をお願いすることがあります。		—	2通	—

《留意事項》

- 一覧表左欄の○は必須書類、△は計画に応じた添付書類になります。計画ごとに添付書類が変わりますので事前にご相談ください。
- 申請書は毎月20日、受付を締め切ります。(20日が土、日、祝日、閉庁日の場合には、その翌開庁日)なお、書類完備しない場合は受理できない場合がございますので、ご注意ください。

農地転用許可申請書に添付される資金証明書について

資金証明書は、資金を要する転用事業に係る全ての転用許可申請書に添付が必要です。

●資金証明書の種類

各種資金証明書に有効期限の記載がある場合は、受付日時点において、記載された有効期限以内のものに限る。

(1) 金融機関の残高証明書

申請時点における申請者の残高情報と相違ないことを証明したもの。

また、複数の金融機関の残高証明書を添付する場合は証明日が同一旦のもの。

(2) 金融機関等の融資証明書又は融資可能額証明書

(3) 金銭消費貸借契約書の写し

融資額、返済期間、返済方法、利率等が記載されたもの。

(4) 預貯金通帳の表紙及び最終ページの写し

申請時点における申請者の通帳情報と相違ないことを証明したもの。

(5) Web口座の残高がわかる書面(以下①～⑤が明確に確認できるもの)

申請時点における申請者の口座情報と相違ないことを証明したもの。

①金融機関名 ②口座番号 ③口座名義人

④口座残高 ⑤口座残高の時点（日付）

※高解像度で内容が確認できるものに限る

※必要に応じて、Web口座と書面が同一の口座であるか確認させていただきます

(6) その他大分市長が認めるもの